

小口零細企業資金

1 融資の対象

県内に事業所を有し、事業を営む小規模企業者(※)で、既保証と合わせ保証債務残高が 2,000 万円以下となるもの

※小規模企業者とは、中小企業者のうち従業員数が 20 人以下(商業及びサービス業(注1)は 5 人以下)の事業者

(注1)サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は、従業員数が 20 人以下

2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

資金使途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	保証料率
運転資金 設備資金	2,000 万円 既存の保証協会の 利用残高を含む	運転 5 年以内 (6 か月以内) 設備 10 年以内 (1 年以内)	運転 年 2.25% 設備 年 1.25%(注2) 又は 1.75%(注3)	年 0.50~1.87% (割引有) 経営指導特例 (引き続き 6 か月以上 商工会議所等の指導 を受けている方) 年 0.50~1.55% (割引有)

◇小口零細企業資金の設備資金に対して利子補給をしています。

(注2) 次のいずれかに該当する方

【ひめボス基本認証者、パートナーシップ構築宣言公表者、
(直近の確定申告における)賃上げ促進税制適用者】

(注3) 注2 以外の方

3 添付書類

商工会議所等に申込みを行う場合は、商工会議所等の意見書
その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会、各商工会議所、各商工会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県中小企業指導センター、愛媛県人権対策協議会

※経営指導特例を適用する融資申込みについては、各商工会議所、各商工会、愛媛県中小企業団体中央会、愛媛県中小企業指導センター、愛媛県人権対策協議会に申込みを行ってください。

(令和8年 10 月1日現在)